

信用力のある決算書をあなたの武器に！

会員企業が、金融機関及び取引先から信用を勝ち取るために、「信用力のある決算書をあなたの武器に！」と題した、中小企業庁発行のパンフレット「中小企業の会計」(平成19年7月改訂)から要旨を抜粋し、次に掲載いたしました。

Q 決算書に関して、悩みはありませんか？

A 中小企業の経営者は、いろいろな悩みをお持ちだと思います。

ここでは中小企業の決算書にまつわる悩みの代表的なものをご紹介します。

自社の経営が見極められない...

当社は、毎決算でそこそこ利益が出ているのですが、いつもお金が足りません。どうも決算上の利益とお金の有り高との関係が分からないのですが...

金融機関の信用が勝ちとれない...

金融機関に融資を申し込みました。当社の決算書を見せたら、「利益を計上していますが、減価償却費を計上していませんね。貸倒引当金を計上していませんね。」等、次々と指摘を受けて、最後に「御社は実際は赤字です。融資は難しいですね。」と言われました。融資の際、決算書のどこがポイントとなるのか分からないのですが...

取引先の信用が勝ち取れない...

新規の取引先の求めに応じて、3期分の決算書を提出したところ、「取引については検討させてください。ところで、この決算の内容は適正でしょうか？」と言われ、その後音沙汰がなくなりました。決算書の何が問題だったのか分からないのですが...

Q 「中小企業の会計」って、何ですか？

A 「中小企業の会計」は、中小企業自らのためにあるものです。この「中小企業の会計」に関して「中小企業の会計に関する指針」(以下「本指針」といいます。)では、次のように記載されています。

- ・株式会社は、会社法により、計算書類の作成が義務付けられている。
- ・「本指針」は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。
- ・このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。とりわけ、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当である。

Q 「決算書」って、何ですか？

A 「決算」とは、一会計期間における会社の経営成績及び期末における財政状態を確認する作業をいい、そのために作成される書類を「決算書」といいます。会社法では決算書に関連するものとして「計算書類」に関する規定が置かれています。株式会社の計算書類は、「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」の4つであり、これに加えて、「事業報告」や「附属明細書」の作成等が義務付けられています。

Q 「貸借対照表」って、何ですか？

A 貸借対照表は、会社の期末における財政状態(資産・負債・資本の状態)を示す決算書です。別名「Balance Sheet」(略してB/S)とも呼びます。

Q 「損益計算書」って、何ですか？

A 損益計算書は、会社の一会計期間における経営成績を示す決算書です。会社の経営成績を収益(かせ

ぎ)と費用(コスト)とを対比して、その差額として利益(もうけ)を示すものです。
別名「Profit & Loss Statement」(略してP/L)とも呼びます。

Q 「株主資本等変動計算書」って、何ですか？

A 株主資本等変動計算書とは、貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するために作成される決算書です。会社法により、新たに計算書類として設定されました。

Q 「個別注記表」って、何ですか？

A 個別注記表とは、重要な会計方針に関する注記、貸借対照表に関する注記、損益計算書に関する注記等、今まで各計算書類に記載されていた注記を一覧にして表示する決算書です。会社法により、新たに計算書類として設定されました。

会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の項目に区分して、個別注記表を表示するよう要求されており、かつ、それら以外でも貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならないとしている。したがって、これらの規則に従い注記を行うことが必要である。

Q 信用力のある決算書って、どんなものですか？

A 信用力のある決算書とは、正しい記帳と適切な会計処理に基づいて作成されたもので、企業の真実な財政状態や経営成績を示すものをいいます。

会計情報に期待される役割として経営管理に資する意義も大きいことから、会計情報を適時・正確に作成することが重要である。

Q 「金銭債権」は、どのように取り扱いますか？

A 金銭債権とは、金銭の給付を目的とする債権をいい、預金、受取手形、売掛金、貸付金等を広く含む権利(債権)の総称です。

Q 「貸倒損失・貸倒引当金」は、どのように取り扱いますか？

A 貸倒損失とは、金銭債権の回収不能による損失をいいます。貸倒引当金とは、決算日における金銭債権の貸倒れの見積額を引当て計上したものです。

Q 「有価証券」は、どのように取り扱いますか？

A 有価証券は、保有目的等の観点から4つに分類され、それぞれ会計処理も異なります。具体的には、次のように取り扱います。

・有価証券(株式、債券、投資信託等)は、保有目的の観点から、以下4つに分類し、原則として、それぞれの分類に応じた評価を行う。

- 1 売買目的有価証券
- 2 満期保有目的の債券
- 3 子会社株式及び関連会社株式
- 4 その他有価証券

Q 「棚卸資産」は、どのように取り扱いますか？

A 棚卸資産とは、通常、次の3つに分類することができます。

- ・営業過程において販売するために保有する資産・・・商品・製品等
- ・販売する製品の生産のために生産過程にある資産・・・仕掛品等

・生産のために直接・間接に使用する資産・・・・・・・・・・原材料・貯蔵品等

Q 「経過勘定等」は、どのように取り扱いますか？

A 経過勘定等とは、損益の見越し・繰延べとして、貸借対照表の資産の部又は負債の部に計上される項目で、前払費用・前受収益・未払費用・未収収益等があります。

Q 「固定資産」は、どのように取り扱いますか？

A 固定資産とは、長期にわたって、その事業活動の用に供するために所有する資産をいいます。

Q 「繰延資産」は、どのように取り扱いますか？

A 繰延資産とは、既に代価の支払いが完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用を資産として繰り延べたものをいいます。

Q 「金銭債務」は、どのように取り扱いますか？

A 金銭債務とは、金銭の支払いを目的とする債務をいい、支払手形、買掛金、借入金、社債（私募債を含む。）等を含む支払義務（債務）の総称です。なお、金銭債務は、網羅的に計上します。

Q 「税金費用・税金債務」は、どのように取り扱いますか？

A 税金費用とは、法人税、住民税及び事業税、源泉所得税、消費税等の租税公課勘定以外のものをいいます。税金債務とは、税金費用のうち、期末までに未納付の部分をいいます。

Q 「純資産」は、どのように取り扱いますか？

A 純資産の部は、株主資本、株主資本以外の各項目に区分します。
純資産の部は、次のように区分表示されます。

1 株主資本			
資本金		株主が払込みした金額のうち、資本金とした金額。	
資本 剰 余 金	資本準備金	株主が払込みをした金額のうち会社が資本金としなかった金額や、その他資本剰余金から配当するときに、利益準備金と合わせて資本金の4分の1に達していないときに計上すべきもの。	
	その他資本剰余金	資本剰余金のうち、会社法で定める資本準備金以外のもの。資本金及び資本準備金の取崩しによって生じるもの。	
利益 剰 余 金	利益準備金	その他利益剰余金から配当する際に資本準備金と合わせて資本金の4分の1に達していないときに計上すべきもの(達していない額が配当額の10分の1の額のいずれか小さい額の利益剰余金配当割合を計上)。	
	その他 利益剰 余金	任意積立金	会社が独自の判断で積み立てるもの。
		繰越利益剰余金	任意積立金以外のもの。(旧商法の未処分利益はここに含まれる。)
自己株式		自社の株式を自社で保有しているもの。マイナス表示される。	
2 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		資産又は負債に係る評価差額を当期の損益にしていない場合の評価差額。	
3 新株予約権		会社の株式をあらかじめ定めた価格で取得できる権利。	

Q 「引当金」は、どのように取り扱いますか？

A 引当金とは、会社が将来支出すると予測できる大きな出費に備えて、予め準備しておく費用の見積額をいいます。

Q 「退職給付債務・退職給付引当金」は、どのように取り扱いますか？

A 就業規則等の定めに基づく退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金の退職給付制度を採用している会社にあつては、従業員との関係で法的債務を負っていることになるため、引当金の計上が必要となります。

Q 「収益・費用」は、どのように取り扱いますか？

A 収益とは、商品の売上げや受取家賃、受取地代等会社の経営活動で資本が増加していくものをいいます。費用とは、従業員の給与、福利厚生費、広告宣伝費、消耗品費等会社の経営活動を行っていくことにより資本が減少していくものをいいます。

Q 「外貨建取引等」は、どのように取り扱いますか？

A 外貨建取引等とは、売買価額その他取引価額が外国通貨で表示されている取引をいいます。

Q 「組織再編の会計(企業結合会計及び事業分離会計)」は、どのように取り扱いますか？

A 企業結合会計及び事業分離会計それぞれについて説明します。

1．企業結合会計

企業結合とは、ある企業(又はある企業を構成する事業)と他の企業(又は他の企業を構成する事業)とが1つの報告単位に結合されることをいいます。

企業結合の形式としては、合併、会社分割、事業譲渡、株式交換、株式移転等があります。

2．事業分離会計

事業分離とは、ある企業を構成する事業を他の企業(新設される企業を含みます。)に移転することをいいます。事業分離の形式としては、会社分割、事業譲渡等があります。

Q 「決算公告」は、どのように取り扱いますか？

A 決算公告とは、株式会社が前年度の決算内容について株主総会の承認を得た後、その要旨を債権者や投資家に広く伝えるために官報や日刊新聞紙等に掲載するものです。また、それに代えてインターネットによる公開を行うことも可能です。決算公告は、次のように取り扱います。

- ・ 貸借対照表は公告しなければならない。
- ・ 公告方法が官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙である株式会社は、貸借対照表に記載され又は記録された情報を電磁的方法により公開することができる。その場合は、その概要ではなく、貸借対照表そのものを開示する必要がある。

詳しくは、中小企業庁財務課にご相談下さい。

〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

電話 03-3501-5803